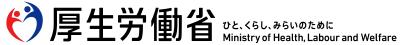
石川県特定最低賃金専門部会 第 1 回電機部会

令和7年10月15日(水) 13時30分か615時30分まで 金沢駅西合同庁舎2階会議室

【資料目次】

		ハーシ
1	特定(産業別)最低賃金の基本的な考え方 【第 71 回中央最低賃金審議会資料(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	特定(産業別)最低賃金額決定状況(全国)【令和7年3月末現在】	12
3	これまでの特定(産業別)最低賃金の審議状況の推移(平成 23 年度 ~ 令和 7 年度)(石川労働局)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
4	令和7年度 答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定最低賃金の場合)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14

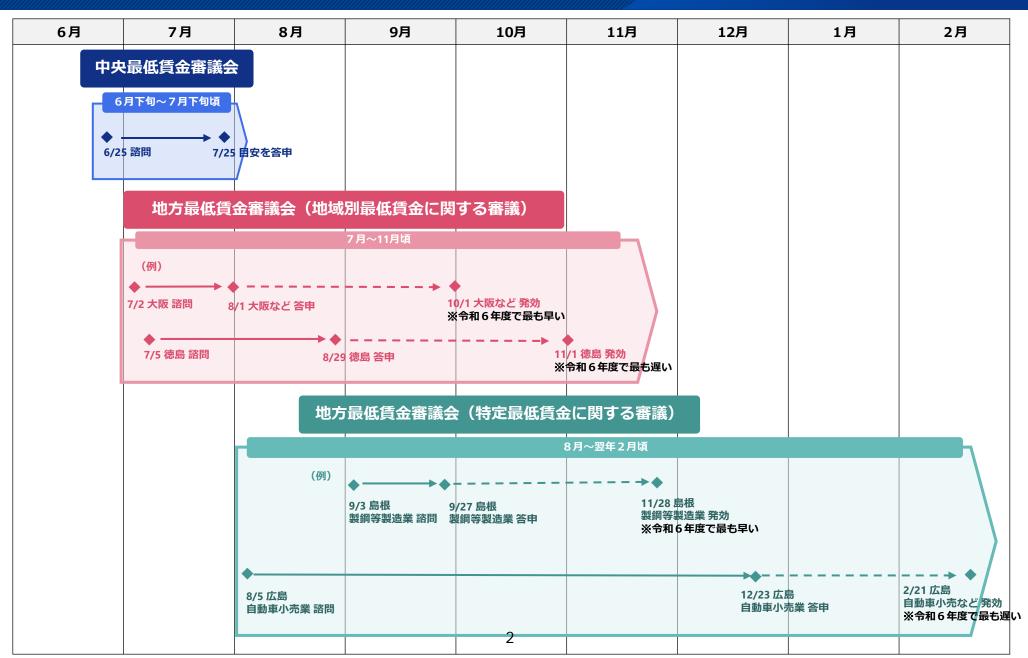


特定(産業別)最低賃金の基本的な考え方

目安答申後の地方最低賃金審議会における審議の流れ

厚生労働省労働基準局

目安答申後の地方最低賃金審議会における審議の流れ(令和6年度の例)



令和6年度 地域別最低賃金額一覧

ランク	都道名府		賃金額 ※時間額	引上額	答申日	発効日	
ク	県	R6	R5	額			
	埼玉	1078	(1028)	50	R6.8.5	R6.10.1	
A	千葉	1076	(1026)	50	R6.8.5	R6.10.1	
	東京	1163	(1113)	50	R6.8.5	R6.10.1	
A	神奈川	1162	(1112)	50	R6.8.5	R6.10.1	
	愛知	1077	(1027)	50	R6.8.5	R6.10.1	
	大阪	1114	(1064)	50	R6.8.1	R6.10.1	
	北海道	1010	(960)	50	R6.8.5	R6.10.1	
	宮城	973	(923)	50	R6.8.5	R6.10.1	
	福島	955	(900)	55	R6.8.9	R6.10.5	
	茨城	1005	(953)	52	R6.8.5	R6.10.1	
	栃木	1004	(954)	50	R6.8.5	R6.10.1	
	群馬	985	(935)	50	R6.8.8	R6.10.4	
	新潟	985	(931)	54	R6.8.5	R6.10.1	
	富山	998	(948)	50	R6.8.5	R6.10.1	
	石川	984	(933)	51	R6.8.9	R6.10.5	
В	福井	984	(931)	53	R6.8.9	R6.10.5	
	山梨	988	(938)	50	R6.8.5	R6.10.1	
	長野	998	(948)	50	R6.8.5	R6.10.1	
	岐阜	1001	(950)	51	R6.8.5	R6.10.1	
	静岡	1034	(984)	50	R6.8.5	R6.10.1	
	三重	1023	(973)	50	R6.8.5	R6.10.1	
	滋賀	1017	(967)	50	R6.8.5	R6.10.1	
	京都	1058	(1008)	50	R6.8.5	R6.10.1	
	兵庫	1052	(1001)	51	R6.8.5	R6.10.1	3
	奈良	986	(936)	50	R6.8.5	R6.10.1	

ランク	都道名府	最低貸 (円)※	重金額 ※時間額	引上	答申日	発効日
ク	県	R6	R5	類		
	和歌山	980	(929)	51	R6.8.5	R6.10.1
	島根	962	(904)	58	R6.8.16	R6.10.12
	岡山	982	(932)	50	R6.8.6	R6.10.2
	広島	1020	(970)	50	R6.8.5	R6.10.1
В	山口	979	(928)	51	R6.8.5	R6.10.1
	徳島	980	(896)	84	R6.8.29	R6.11.1
	香川	970	(918)	52	R6.8.6	R6.10.2
	愛媛	956	(897)	59	R6.8.19	R6.10.13
	福岡	992	(941)	51	R6.8.9	R6.10.5
	青森	953	(898)	55	R6.8.9	R6.10.5
	岩手	952	(893)	59	R6.8.28	R6.10.27
	秋田	951	(897)	54	R6.8.5	R6.10.1
	山形	955	(900)	55	R6.8.21	R6.10.1
	鳥取	957	(900)	57	R6.8.9	R6.10.5
	高知	952	(897)	55	R6.8.13	R6.10.9
С	佐賀	956	(900)	56	R6.8.20	R6.10.17
	長崎	953	(898)	55	R6.8.16	R6.10.12
	熊本	952	(898)	54	R6.8.9	R6.10.5
	大分	954	(899)	55	R6.8.9	R6.10.5
	宮崎	952	(897)	55	R6.8.9	R6.10.5
	鹿児島	953	(897)	56	R6.8.9	R6.10.5
	沖縄	952	(896)	56	R6.8.13	R6.10.9
全国加	『重平均	1055	(1004)	51		

特定最低賃金とは

特定最低賃金(最低賃金法第15条から第19条)

- ▶ 企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもの
- ▶ 産業又は職業ごとに適用 適用対象使用者や、適用対象労働者が細かく規定されている
- ▶ その決定は、労使のイニシアティブにより決まる
 - ※ 全国で、224件設定されている
 - ※ 法令上、全ての都道府県に特定最低賃金を定めなくてはならないような義務はなく、あくまで、各地域(都道府県)の労使の意向により定められる
- ▶ 特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定するものでなければならない(法第16条)

<特定最低賃金の規定例>

名称: 宮城県自動車小売業最低賃金(抄)

適用する使用者: 宮城県の区域内で自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く、当該

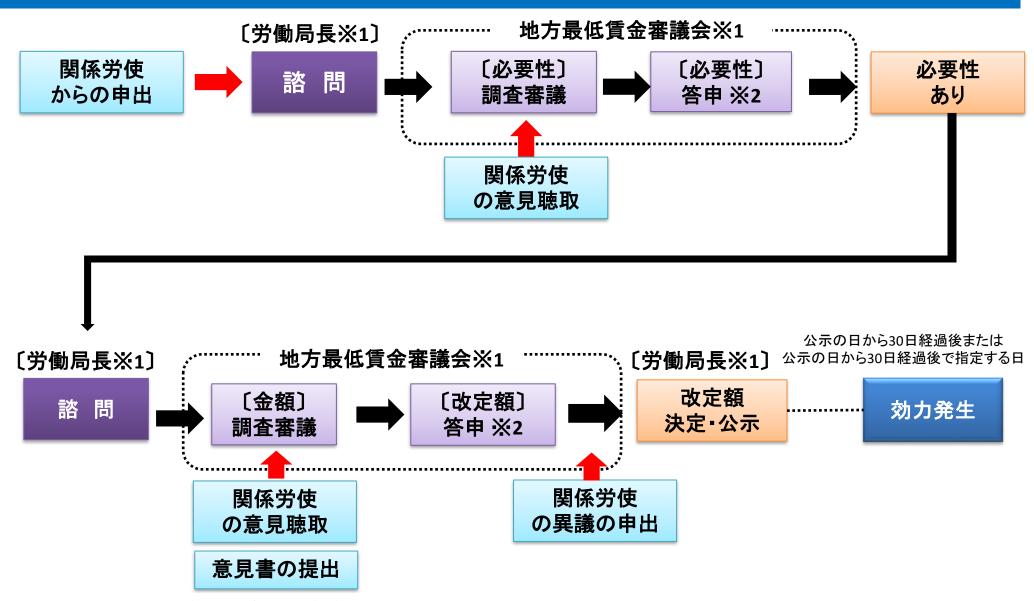
産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(中略)を営む使用者

適用する労働者:上記の使用者に使用される労働者。ただし、①18歳未満又は65歳以上の者、②雇入れ後3カ

月未満の者であって、技能取得中のもの、③清掃等軽易な業務に主として従事する者を除く

労働者に係る最低賃金額: 1時間1,036円 (※宮城県地域別最低賃金額973円 令和6年10月1日改定)

特定最低賃金の決定・改正・廃止までの流れ



- ※1 特定最低賃金の適用区域が2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたるものである場合は、労働局長は厚生労働大臣、地方最低賃金審議会は中央 最低賃金審議会に読替える。
- ※2 特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性や、金額審議については、全会一致の議決に至るよう努力するものとされている。

特定最低賃金と地域別最低賃金の比較

	特定最低賃金	地域別最低賃金
役割・機能	〇 企業内の賃金水準を設定する際の 労使の 取組を補完するもの	〇 すべての労働者の賃金の最低限を保障 する <u>セーフティネット</u>
適用対象	○ <u>産業又は職業ごとに適用</u> ※日本標準産業分類の小/細分類ごと ○ <u>その産業の「基幹的労働者」に適用</u> ※ 基幹的労働者: 当該産業に特有/主要な業務に従事する労働者(基幹的労働者でない労働者の職種、業務を記載するなどにより、それぞれの特定最低賃金ごとに規定されている。)	○ 産業・職業を問わずすべての労働者に適用 ○ 都道府県ごとに適用
決定方式	〇 関係労使の申出により新設、改正又は廃止 〇 新設、改廃は労使のイニシアティブによる	○ 行政機関に決定を義務付け (全国各地域について、必ず決定されなければならない。)
効力	〇 刑事的な効力は、最低賃金法にはなし。 ※労働基準法第24条違反(30万円以下の罰金) 〇 民事的な効力 (最低賃金に満たない賃金を定めた労働契約は無効) 6	○ 刑事的な効力(50万円以下の罰金)※労働基準法第24条違反との関係は法条競合○ 民事的な効力(同左)

特定最低賃金の決定・改正・廃止の申出

- ○<u>関係労使の申出</u>により、地方最低賃金審議会において、決定、改正及び廃止の調査審議を行う。
- 〇申出の要件は、中央最低賃金審議会において労使で合意されたもの(※)

※「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」(昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申)

労働協約ケース: 関係労使の間で、同種の「基幹的労働者」の相当数(原則として1000人以上)に適用される 賃金の最低額に関する合意(労働協約)がある場合

新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件							
① 基幹的労働者の2分の1以上が労働協約の適用を受けること	① 基幹的労働者の概ね3分の1以上が労働協約の適用を受けること							
② 労働協約の当事者の <u>労働組合又は使用者の全部の合意</u> により行われる申出であること	② 労働協約の当事者の <u>労働組合又は使用者の全部の合意</u> により行われる申出であること							

公正競争ケース:事業の公正競争を確保する観点から、

同種の基幹的労働者について、最低賃金を設定することが必要である場合

新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件
○ 企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間等 に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が 存在する場合(注)	〇 適用される労働者又は使用者の概ね3分の1以上の合意 による申出等

(注)

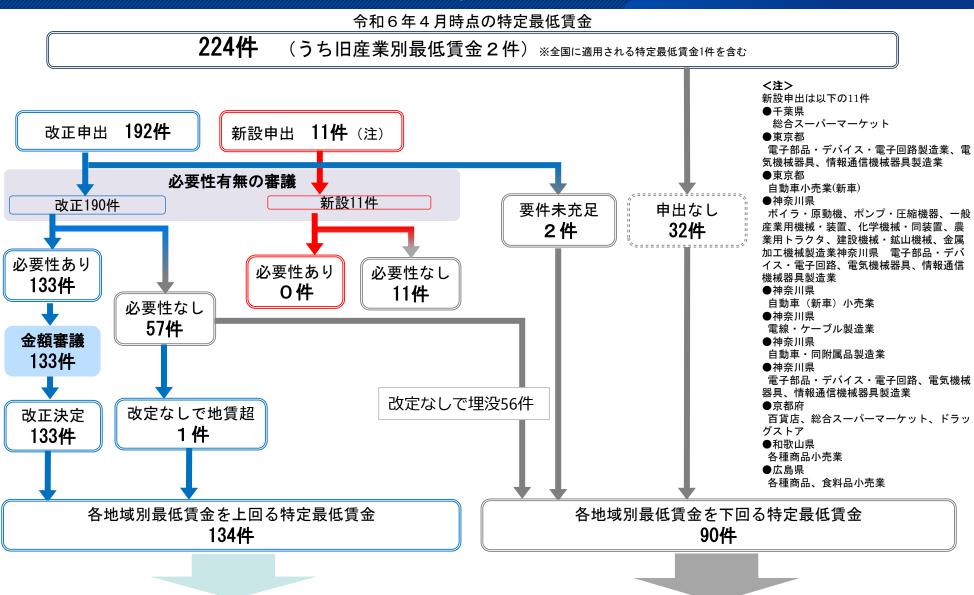
「公正競争ケース」は、設定方式として一定の定量的要件を付した「労働協約」ケースとは異なり、申出の内容は個別の事案により種々異なることが想定され、また賃金格差の程度についてもその生ずる要因は多様であり、申出の要件として定量的要件を一律に付すことは適当ではない。

(中略)

なお、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の概ね<u>1/3以上</u>のものの合意による申出があったものについては受理・審議会への諮問が円滑に行われることが望ましい。

「中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告」(平成4年5月15日中央最低賃金審議会了承)

令和6年度の全国の特定最低賃金の審議・改正結果



令和7年3月時点の特定最低賃金 **224件**(うち旧産業別最低賃金2件※)

特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の有無に関する調査審議の運営について①

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、特定最低賃金の決定等(決定、改正又は廃止のことをいう。以下同じ。)に関する申出を受けた場合には、原則として当該決定等の必要性の有無について最低賃金審議会に意見を求めるものとされている。 実際の必要性の有無に関する調査審議に当たっては、以下を参考に、関係労使(当該産業を含めた関係労使)が参加することにより、より実質的な審議が行われることが期待されている。

新産業別最低賃金と旧産業別最低賃金

特定最低賃金は、昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金等の 転換等について」に基づき、特定の産業の関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から、その産業の基幹 的労働者について地域別最低賃金より金額水準より高い最低賃金を必要と認めた場合に、その労使の申出により設定すること とされた「新産業別最低賃金」と、同答申に基づき平成元年以降改正を行わないこととされた「旧産業別最低賃金」がある。

昭和61年3月31日付け基発第188号「今後の産業別最低賃金制度の運営について」

- 2 申出に係る新産業別最低賃金の決定等の必要性に関する決定
 - (1) 新産業別最低賃金の決定等の必要性についての諮問等

(略)

- □ 上記イにより新産業別最低賃金の決定等の必要性の有無について諮問を行った場合、その後の審議会の運営に当たっては特に次の点に留意するものとする。
- (イ) 関係労使の意向や当該産業の実態等が十分反映されるよう<u>関係労使の意見を必ず聴取する</u>こと。 また、必要に応じ審議会に各側委員から構成される小委員会等を設けるなど効率的な審議に努めること。 (ロ)及び(ハ) (略)

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告」(平成10年12月10日中央最低賃金審議会了承)

- 2 運用面の改善について具体的な対応
 - (2) 産業別最低賃金の審議手続上の取扱いの改善
 - ① 中小企業関係労使の意見の反映 産業別最低賃金の設定による影響を受けやすい中小企業関係労使の意見が十分に反映されるようにするため、審議会 委員の選任や参考人の意見聴取に当たって、中小企業関係労使からの選任や当該産業の中小企業関係労使からの意見聴 取に配慮すること。

特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の有無に関する調査審議の運営について②

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」(平成14年12月6日中央最低賃金審議会了承)

- 2 関係労使のイニシアティブの一層の発揮を中心とした改善
 - (1) 関係労使のイニシアティブ発揮による改善
 - ① 関係労使当事者間の意思疎通

業別最低賃金の決定、改正又は廃止(以下「決定等」という。)に関する申出について、関係労使が双方の意向を了知しておくことは、その後の円滑な審議にとって重要であるため、<u>当該申出の意向表明後速やかに、関係</u>労使当事者間の意思疎通を図ることとする。

この場合の意思疎通としては、関係労使当事者間において話合いを持つことが望ましい。

なお、関係労使当事者とは、主として、労働協約締結当事者の使用者(使用者団体を含む。) 又は労働組合、 都道府県内における当該産業の関係労使団体などを指すものである。

② 関係労使の参加による必要性審議

産業別最低賃金の決定等の必要性の有無に関する調査審議(以下「必要性審議」という。)について、<u>従来どおりの方法で行うか、当該産業の労使が入った場で行うかを、地方最低賃金審議会において、地域、産業の実情</u>を踏まえつつ、検討することとする。

なお、必要性審議において、<u>当該産業別最低賃金が適用される中小企業を含めた関係労使が参加することに</u>より、より実質的な審議が行われることを期待するものである。

③ 金額審議における全会一致の議決に向けた努力

関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別 最低賃金の決定 又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。

特定最低賃金の審議における労使イニシアティブの促進に向けた参考事例について

「改正の必要性なし」となったが、次年度の審議に向けて、 該当産業の関係労使が参加した審議の調整をすることと なった事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、 データに基づく根拠(厳しい経営環境におかれる中小企業の負担 感や、地域別最低賃金の大幅な上昇等によって地域別最低賃金に 対する該当産業の賃金の優位性が認められないこと等)を示し、 「改正の必要性なし」と主張。
- 審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、**労働者側** <u>委員の提案を踏まえ、次年度における改正の必要性審議に向けて、</u> 該当産業の労使が新たに参加する方向で調整を行っている。

労働者側委員が、使用者側の意見を踏まえた審議を行う旨 を表明した結果、使用者側委員が意向を変更し「改正の必 要性あり」となった事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、業界を取り巻く環境の厳しさを理由に当初「必要性なし」と主張。 使用者側参考人の意見陳述を聴いた労働者側委員から「使用者側の状況、産業界の状況を踏まえた金額審議を行う」との回答があったため、使用者側委員は意向を変更し「改正の必要性あり」とした。
- 次年度の審議運営について検討を行った結果、審議日数を十分 確保するとともに、産業界の意見が反映されるよう産業界代表か らの意見提出に加え、意見聴取も実施することとなった。

関係労使当事者間の意思疎通を図るために、審議前の勉強 会の実施や運営に関する議論を行っている事例

- 労働者側委員は、産業の魅力向上や人材確保の観点から「改正の必要性あり」と主張。使用者側委員は、地域別最低賃金が過去最高の上昇であることを踏まえ「改正の必要性なし」と主張。審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、審議の場において、公益委員から「特定最低賃金が労使のイニシアティブによって決定等する」という制度趣旨を改めて説明した上で、労働者側委員・使用者側委員に対し、根拠を示して主張を行うよう働きかけを行っている。
- **第1回専門部会開催前に勉強会を実施**し、特定最低賃金について理解を深めている。また、**運営委員会において、特定最低賃金の運営の在り方に関する議論を行っている**。

双方の主張の歩み寄りや次年度につながる調整が十分に行われていない事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、労働者側委員の「必要性あり」との主張に対し、地域別最低賃金が ここ数年急激に上昇していることを理由に「改正の必要なし」と 主張。
- 使用者側委員から、経営環境やどういった状況であれば「改正 の必要性あり」となり得るのかといった具体的な説明がなく、審 議が終了している。

11

令和6年度 特定 (産業別)最低賃金額決定状況(全国)【令和7年3月末】

(単位:円)

お迎前原名		項目		雷	式機械器具製造業関係 1.	<u>(単位:円)</u>
出海 道	都		日額			発効日
青 森	-					
岩 手 - 975			_			
宮 城 - 1,012 R6.12.15 秋 田 - 958 R6.12.25 山 形 - 996 R6.12.25 福 島 - 880 R4.12.30 茨 城 - 1,052 精密機器を含む R6.12.31 ボ 馬 - 1,056 R6.12.28 東 京 - 829 R6.12.15 R6.12.15 石 川 - 890 H27.3.1 石 川 - 1,005 R6.12.27 富 山 - 1,002 R6.12.27 富 山 - 1,002 R6.12.27 石 川 平 1,008 R6.12.31 福 井 - 857 R1.12.24 山 梨 - 1,047 R6.12.27 長 野 - 1,032 R6.12.27 瀬 市 1,047 R6.12.21 長 町 - 965 R5.12.21 静 岡 - 1,042 R6.12.21 夏 知 - 901 H30.12.16 天 11.1 R6.12.21 大 阪 - 1,050 R6.12.21 精密機器を含む R6.12.21 東 - 1,032 精密機器を含む R6.12.21 R6.12.21 東 - 1,032 精密機器を含む R6.12.21 東 - 1,033 精密機器を含む R6.12.11 東 - 1,034 株の、12.29 <td></td> <td></td> <td>_</td> <td></td> <td></td> <td></td>			_			
秋 田			_			
山 形 - 996 R6.12.25 R4.12.30 次 城 - 1,052 特密機器を含む R6.12.31 F8.12.25 F8.29 特密機器を含む R6.12.31 F8.12.25 F8.29 特密機器を含む R6.12.31 F8.12.25 F8.29 特密機器を含む R6.12.31 F8.12.25 F8.29 特密機器を含む H22.12.31 F8.12.27 F8.29			-			
福			-			
茨 城 - 1,052 情密機器を含む R6.12.31 栃 木 - 1,056 R6.12.31 群 馬 - 1,056 R6.12.28 埼 玉 - 1,105 R6.12.25 東京 - 829 精密機器を含む H22.12.31 新 湯 - 1,005 R5.12.27 富 山 - 1,005 R5.12.27 富 山 - 1,005 R6.12.26 石 川 - 890 R6.12.26 石 川 - 1,002 R6.12.27 富 山 - 1,002 R6.12.26 石 川 - 1,002 R6.12.26 石 川 - 1,002 R6.12.26 石 川 - 1,002 R6.12.26 田 川 - 1,032 精密機器を含む R6.12.27 R6.12.21 R6.12.21 R6.12.21 R6.12.21 関 - 1,032 精密機器を含む R6.12.21 展施 - 1,053 精密機器を含む R6.12.21 <td></td> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td>			-			
##			-			
群 馬 - 1,056			-	-	精密機器を含む	
持一 1,105			-			
干 葉	群	馬	-			R6.12.28
東京 - 829 精密機器を含む H22.12.31 神奈川 - 890 新 湯 - 1,005 R5.12.27 富 山 - 1,002 R6.12.26 石 川 - 1,008 R6.12.21 福 井 - 857 R1.12.24 世 早 - 1,047 長 野 - 1,047 長 野 - 1,042 R6.12.21 世 卓 - 965 R5.12.21 世 卓 - 901 R6.12.21 愛 知 - 901 R6.12.21 愛 知 - 1,050 精密機器を含む R6.12.21 愛 知 - 1,050 精密機器を含む R6.12.21 素 市 - 1,050 精密機器を含む R6.12.31 京 都 - 1,074 大 阪 - 1,127 R6.12.31 奈 良 - 891 R6.12.1 兵 庫 - 1,053 R6.12.1 兵 庫 - 1,053 R6.12.1 テ 良 - 891 R6.12.1 元 庫 - 1,053 R6.12.1 元 章 1,045 R6.12.27 岡 山 - 1,025 R6.12.27 岡 山 - 1,025 R6.12.25 広 島 - 1,045 R6.12.25 広 島 - 1,038 R6.12.25 香 川 - 1,038 R6.12.21 香 川 - 1,030 R6.12.15 香 川 - 1,030 R6.12.25 香 川 - 1,038 R6.12.25 青 知 - 793 R1.12.29 精	埼	玉	-	1,105		R6.12.1
神 奈 川 - 890	千	葉	-	1,105		R6.12.25
新 潟 - 1,005 R5.12.27 富 山 - 1,002 R6.12.26 石 川 - 1,008 R6.12.31 福 井 - 857 R1.12.24 山 梨 - 1,047 R6.12.27 長 野 - 1,032 精密機器を含む R7.1.1 岐 阜 - 965 R5.12.21 静 岡 - 1,042 R6.12.21 愛 知 - 901 H30.12.16 三 重 - 1,031 R6.12.21 滋 賀 - 1,050 精密機器を含む R6.12.21 液 - 901 R6.12.21 R6.12.21 液 - 1,074 R7.1.19 R6.12.21 大 阪 - 1,074 R6.12.1 R6.12.1 京 市 1,053 R6.12.1 R6.12.19 鳥 根 - 987 R6.12.19 島 根 - 987 R6.12.25 広 島 - 1,045 R6.12.25 広 島 - 1,032 R6.12.31 徳 島 - 1,032 R6.12.25 香 川 - 1,038 R6.12.15 慶 媛 - 1,038 R6.12.25 高 知 - 793 R1.12.29 龍	東	京	-	829	精密機器を含む	H22.12.31
富 山 - 1,002 R6.12.26 石 川 - 1,008 R6.12.31 福 井 - 857 R1.12.24 山 梨 - 1,047 R6.12.27 長 野 - 1,032 精密機器を含む R7.1.1 岐 阜 - 965 R5.12.21 静 岡 - 1,042 R6.12.21 愛 知 - 901 H30.12.16 三 重 - 1,031 R6.12.21 滋 資 - 1,050 精密機器を含む R6.12.21 京 都 - 1,074 R7.1.19 大 阪 - 1,127 R6.12.1 原 由 - 1,074 R6.12.1 京 良 - 891 R3.12.29 鳥 取 - 963 R6.12.1 島 根 - 987 R6.12.19 房 根 - 987 R6.12.25 広 島 - 1,025 R6.12.25 広 島 - 1,032 R6.12.31 確 島 - 1,032 R6.12.15 徳 島 - 1,038 R6.12.21 香 リーマリの3 R1.12.29 福 - 793 R1.12.29 原 - 864	神	奈 川	-	890		H27.3.1
石 川 - 1,008 R6.12.31 福 井 - 857 R1.12.24 山 梨 - 1,047 長 野 - 1,032 精密機器を含む R7.1.1 岐 阜 - 965 R5.12.21 愛 知 - 901 H30.12.16 三 重 - 1,031 R6.12.21 滋 賀 - 1,050 精密機器を含む R6.12.21 次 市 - 1,050 精密機器を含む R6.12.31 京 都 - 1,074 大 阪 - 1,127 R6.12.1 兵 庫 - 1,053 R6.12.1 奈 良 - 891 R3.12.29 鳥 取 - 963 R6.12.1 合 根 - 987 R6.12.27 岡 山 - 1,025 広 島 - 1,045 山 口 - 1,032 R6.12.25 広 島 - 1,045 山 口 - 1,032 R6.12.31 愛 媛 - 1,038 R6.12.25 広 島 - 1,038 R6.12.21 香 別 - 793 R1.12.29 福 岡 - 1,038 R6.12.25 高 知 - 793 R1.12.29 熊 本 - 996 R6.12.10 長 崎 - 864 R3.12.29 熊 本 - 996 R6.12.15 長 崎 - 864 R3.12.29 熊 本 - 996 R6.12.15	新	潟	-	1,005		R5.12.27
福 井 - 857	富	Щ	_	1,002		R6.12.26
山 梨 - 1,047 R6.12.27 長 野 - 1,032 精密機器を含む R7.1.1 R7.1.1 岐 阜 - 965 R5.12.21 静 岡 - 1,042 R6.12.21 愛 知 - 901 H30.12.16 三 重 - 1,031 R6.12.21 滋 賀 - 1,050 精密機器を含む R6.12.31 R6.12.31 京 都 - 1,074 R7.1.19 大 阪 - 1,127 R6.12.1 兵 庫 - 1,053 R6.12.1 奈 良 - 891 R3.12.29 島 根 - 987 R6.12.19 島 根 - 987 R6.12.27 岡 山 - 1,025 R6.12.25 広 島 - 1,045 R6.12.31 山 口 - 1,032 R6.12.31 徳 島 - 1,038 R6.12.15 香 川 - 1,030 R6.12.15 愛 媛 - 1,038 R6.12.25 高 知 - 793 R1.12.29 福 岡 - 1,071 R6.12.10 佐 賀 - 996 R6.12.19 長 崎 - 864 R3.12.29 熊 本 - 996 R6.12.25 宮 崎 - 831 R3.12.24	石	川	-	1,008		R6.12.31
長 野 - 1,032 精密機器を含む R7.1.1 岐 阜 - 965 R5.12.21 静 岡 - 1,042 R6.12.21 愛 知 - 901 H30.12.16 E 重 - 1,050 精密機器を含む R6.12.21 液 質 - 1,050 精密機器を含む R6.12.31 京 都 - 1,074 R7.1.19 R6.12.1 R6.12.1 R6.12.1 R6.12.1 R6.12.1 R6.12.1 R6.12.1 R6.12.1 R6.12.27 R6.12.27 R6.12.27 R6.12.27 R6.12.27 R6.12.27 R6.12.25 広 島 - 1,045 R6.12.25 広 島 - 1,032 R6.12.21 R6.12.15 徳 島 - 1,038 R6.12.21 R6.12.25 高 知 - 793 R1.12.29 福 岡 - 1,071 R6.12.15 R6.12.25 高 知 - 793 R1.12.29 福 岡 - 1,071 R6.12.10 R6.12.15 保6 P96 R6.12.15 R6.12.25 高 知 - 793 R1.12.29 福 岡 - 1,071 R6.12.10 R6.12.15 R6.12.25 高 知 - 793 R1.12.29 福 岡 - 1,071 R6.12.10 R6.12.15 R6.12.25 高 知 - 793 R1.12.29 福 岡 - 1,071 R6.12.10 R6.12.15 R6.12.15 R6.12.25 高 知 - 793 R1.12.29 R6.12.15 R6.12.25 R6.12.24 R6.12.24 R6.12.24 R6.12.24 R6.12.24 R6.12.25 R6.12.25 R6.12.25 R6.12.24 R6.12	福	井	-	857		R1.12.24
岐 阜 - 965 R5.12.21 静 岡 - 1,042 R6.12.21 愛 知 - 901 H30.12.16 三 重 - 1,031 R6.12.21 滋 賀 - 1,050 精密機器を含む R6.12.31 京 都 - 1,074 R7.1.19 R6.12.31 大 阪 - 1,127 R6.12.1 R6.12.1 兵 庫 - 1,053 R6.12.1 R6.12.1 奈 良 - 891 R6.12.1 R6.12.1 島 根 - 987 R6.12.27 R6.12.27 岡 山 - 1,025 R6.12.25 R6.12.25 広 島 - 1,032 R6.12.31 R6.12.25 徳 島 - 1,038 R6.12.15 R6.12.25 高 知 - 1,038 R6.12.25 R6.12.25 高 知 - 1,071 R6.12.10 R6.12.10 R6.12.10 R6.12.10 R6.12.19 R6.12.19 R6.12.15 R6.12.15 R6.12.15 R6.12.15 R6.12.25 R6.12.25 R6.12.25 R6.12.25	Щ	梨	-	1,047		R6.12.27
静 岡 - 1,042 R6.12.21 愛 知 - 901 H30.12.16 三 重 - 1,031 R6.12.21 滋 賀 - 1,050 精密機器を含む R6.12.31 京 都 - 1,074 R7.1.19 R6.12.1 大 阪 - 1,053 R6.12.1 R6.12.1 奈 良 - 891 R3.12.29 鳥 取 - 963 R6.12.19 島 根 - 987 R6.12.27 岡 山 - 1,025 R6.12.25 広 島 - 1,045 R6.12.25 山 口 - 1,032 R6.12.31 香 川 - 1,032 R6.12.15 香 川 - 1,038 R6.12.21 香 媛 - 1,038 R6.12.25 高 知 - 793 R1.12.29 福 岡 - 1,071 R6.12.10 佐 賀 - 996 R6.12.19 長 崎 - 864 R3.12.29 熊 本 - 996 R6.12.15 大 分 - 996 R6.12.25 京 崎 - 831 R3.12.24	長	野	-	1,032	精密機器を含む	R7.1.1
愛知 - 901 H30.12.16 三重 - 1,031 R6.12.21 滋賀 - 1,050 精密機器を含む R6.12.31 京都 - 1,074 R7.1.19 大阪 - 1,127 R6.12.1 兵庫 - 1,053 R6.12.1 奈良 - 891 R3.12.29 鳥取 - 963 R6.12.19 島根 - 987 R6.12.27 岡山 - 1,025 R6.12.25 広島 - 1,045 R6.12.31 協島 - 1,032 R6.12.31 徳島 - 1,038 R6.12.21 愛媛 - 1,038 R6.12.25 高加 - 793 R1.12.29 福岡 - 1,071 R6.12.10 佐賀 - 996 R6.12.19 長崎 - 864 R3.12.29 熊本 - 996 R6.12.15 大分 - 996 R6.12.25 宮崎 - 831 R3.12.24	岐	阜	-	965		R5.12.21
愛知 - 901 H30.12.16 三重 - 1,031 R6.12.21 滋賀 - 1,050 精密機器を含む R6.12.31 京都 - 1,074 R7.1.19 大阪 - 1,127 R6.12.1 兵庫 - 1,053 R6.12.1 奈良 - 891 R3.12.29 鳥取 - 963 R6.12.19 島根 - 987 R6.12.27 岡山 - 1,025 R6.12.25 広島 - 1,045 R6.12.31 協島 - 1,032 R6.12.31 徳島 - 1,038 R6.12.21 愛媛 - 1,038 R6.12.25 高加 - 793 R1.12.29 福岡 - 1,071 R6.12.10 佐賀 - 996 R6.12.19 長崎 - 864 R3.12.29 熊本 - 996 R6.12.15 大分 - 996 R6.12.25 宮崎 - 831 R3.12.24	静	岡	_	1,042		R6.12.21
三 重 - 1,031 R6.12.21 滋 質 - 1,050 精密機器を含む R6.12.31 京 都 - 1,074 R7.1.19 大 阪 - 1,127 R6.12.1 兵 庫 - 1,053 R6.12.1 奈 良 - 891 R3.12.29 鳥 取 - 963 R6.12.19 島 根 - 987 R6.12.27 岡 山 - 1,025 R6.12.25 広 島 - 1,045 R6.12.25 山 口 - 1,032 R6.12.31 徳 島 - 1,038 R6.12.21 蚕 媛 - 1,038 R6.12.25 高 川 - 1,038 R6.12.25 高 知 - 793 R1.12.29 福 岡 - 1,071 R6.12.10 佐 賀 - 996 R6.12.19 長 崎 - 864 R3.12.29 熊 本 - 996 R6.12.15 大 分 - 996 R6.12.25 宮 崎 - 831 R3.12.24		知	-	901		H30.12.16
滋 質 - 1,050 精密機器を含む R6.12.31 京 都 - 1,074 R7.1.19 大 阪 - 1,127 R6.12.1 兵 庫 - 1,053 R6.12.1 奈 良 - 891 R3.12.29 鳥 取 - 963 R6.12.19 島 根 - 987 R6.12.27 岡 山 - 1,025 R6.12.25 広 島 - 1,045 R6.12.31 山 口 - 1,032 R6.12.31 徳 島 - 1,038 R6.12.21 香 川 - 1,038 R6.12.25 高 知 - 793 R1.12.29 福 岡 - 1,071 R6.12.10 佐 賀 - 996 R6.12.10 長 崎 - 864 R3.12.29 熊 本 - 996 R6.12.15 大 分 - 996 R6.12.25 宮 崎 - 831 R3.12.24			-			
京 都 - 1,074 R7.1.19 大 阪 - 1,127 R6.12.1 兵 庫 - 1,053 R6.12.1 奈 良 - 891 R3.12.29 鳥 取 - 963 R6.12.19 島 根 - 987 R6.12.27 岡 山 - 1,025 R6.12.25 広 島 - 1,045 R6.12.31 山 口 - 1,032 R6.12.15 徳 島 - 1,038 R6.12.21 愛 媛 - 1,038 R6.12.25 高 知 - 793 R1.12.29 福 岡 - 1,071 R6.12.10 佐 賀 - 996 R6.12.19 長 崎 - 864 R3.12.29 熊 本 - 996 大 分 - 996 R6.12.25 宮 崎 - 831 R3.12.24	滋		_	-	精密機器を含む	
大阪庫 - 1,127 R6.12.1 兵庫 - 1,053 R6.12.1 奈良 - 891 R3.12.29 鳥取 - 963 R6.12.19 島根 - 987 R6.12.27 岡山 - 1,025 R6.12.25 広島 - 1,045 R6.12.31 山口 - 1,032 R6.12.15 徳島 - 1,038 R6.12.21 愛媛 - 1,038 R6.12.25 高知 - 793 R1.12.29 福岡 - 1,071 R6.12.10 佐賀 - 996 R6.12.19 長崎 - 864 R3.12.29 熊本 - 996 R6.12.15 大分 - 996 R6.12.25 宮崎 - 831 R3.12.24			_	,		
兵庫 - 1,053 R6.12.1 奈良 - 891 R3.12.29 鳥 取 - 963 R6.12.19 島 根 - 987 R6.12.27 岡 山 - 1,025 R6.12.25 広 島 - 1,032 R6.12.31 山 口 - 1,032 R6.12.15 徳 島 - 1,038 R6.12.21 蚕 ౮ - 1,038 R6.12.15 愛 媛 - 1,038 R6.12.25 高 知 - 793 R1.12.29 福 回 - 1,071 R6.12.10 佐 賀 - 996 R6.12.19 長 崎 - 864 R3.12.29 熊 本 - 996 R6.12.15 大 分 - 996 R6.12.25 宮 崎 - 831 R3.12.24			_			
奈良 - 891 R3.12.29 鳥 取 - 963 R6.12.19 島 根 - 987 R6.12.27 岡 山 - 1,025 R6.12.25 広 島 - 1,045 R6.12.31 山 口 - 1,032 R6.12.15 徳 島 - 1,038 R6.12.21 蚕 牙 1,038 R6.12.15 憂 爰 - 1,038 R6.12.25 高 知 - 793 R1.12.29 福 回 - 1,071 R6.12.10 佐 賀 - 996 R6.12.19 長 崎 - 864 R3.12.29 熊 本 - 996 R6.12.15 大 分 - 996 R6.12.25 宮 崎 - 831 R3.12.24			_			
鳥 取 - 963 R6.12.19 島 根 - 987 R6.12.27 岡 山 - 1,025 R6.12.25 広 島 - 1,045 R6.12.31 山 口 - 1,032 R6.12.15 徳 島 - 1,038 R6.12.21 蚕 ౮ - 1,038 R6.12.15 賣 媛 - 1,038 R6.12.25 高 知 - 793 R1.12.29 福 回 - 1,071 R6.12.10 佐 賀 - 996 R6.12.19 長 崎 - 864 R3.12.29 熊 本 - 996 R6.12.15 大 分 - 996 R6.12.25 宮 崎 - 831 R3.12.24			_			
島 根 - 987 R6.12.27 岡 山 - 1,025 R6.12.25 広 島 - 1,045 R6.12.31 山 口 - 1,032 R6.12.15 徳 島 - 1,038 R6.12.21 蚕 媛 - 1,038 R6.12.15 憂 媛 - 1,038 R6.12.25 高 知 - 793 R1.12.29 福 回 - 1,071 R6.12.10 佐 賀 - 996 R6.12.19 長 崎 - 864 R3.12.29 熊 本 - 996 R6.12.15 大 分 - 996 R6.12.25 宮 崎 - 831 R3.12.24			_			
回 山 - 1,025 広 島 - 1,045 山 口 - 1,032 徳 島 - 1,038 香 川 - 1,030 愛 媛 - 1,038 高 知 - 793 福 岡 - 1,071 佐 賀 - 996 長 崎 - 864 熊 本 - 996 大 分 - 996 宮 崎 - 831			_			
広 島 - 1,045 R6.12.31 山 口 - 1,032 R6.12.15 徳 島 - 1,038 R6.12.21 香 川 - 1,030 R6.12.15 愛 媛 - 1,038 R6.12.25 高 知 - 793 R1.12.29 福 岡 - 1,071 R6.12.10 佐 賀 - 996 R6.12.19 長 崎 - 864 R3.12.29 熊 本 - 996 R6.12.15 大 分 - 996 R6.12.25 宮 崎 - 831 R3.12.24			_			
山 口 - 1,032 R6.12.15 徳 島 - 1,038 R6.12.21 香 川 - 1,030 R6.12.15 愛 媛 - 1,038 R6.12.25 高 知 - 793 R1.12.29 福 回 - 1,071 R6.12.10 佐 賀 - 996 R6.12.19 長 崎 - 864 R3.12.29 熊 本 - 996 R6.12.15 大 分 - 996 R6.12.25 宮 崎 - 831 R3.12.24			_			
 徳島 - 1,038 西川 - 1,030 愛媛 - 1,038 R6.12.15 愛媛 - 1,038 R6.12.25 高知 - 793 R1.12.29 福岡 - 1,071 佐賀 - 996 R6.12.10 佐賀 - 864 R3.12.29 熊本 - 996 大分 - 996 R6.12.15 R6.12.25 宮崎 - 831 R3.12.24 			_			
香 川 - 1,030 R6.12.15 愛 媛 - 1,038 R6.12.25 高 知 - 793 R1.12.29 福 岡 - 1,071 R6.12.10 佐 賀 - 996 R6.12.19 長 崎 - 864 R3.12.29 熊 本 - 996 R6.12.15 大 分 - 996 R6.12.25 宮 崎 - 831 R3.12.24			_			
愛 媛 - 1,038 R6.12.25 高 知 - 793 R1.12.29 福 岡 - 1,071 R6.12.10 佐 賀 - 996 R6.12.19 長 崎 - 864 R3.12.29 熊 本 - 996 R6.12.15 大 分 - 996 R6.12.25 宮 崎 - 831 R3.12.24			-			
高知 - 793 R1.12.29 福岡 - 1,071 R6.12.10 佐賀 - 996 R6.12.19 長崎 - 864 R3.12.29 熊本 - 996 R6.12.15 大分 - 996 R6.12.25 宮崎 - 831 R3.12.24			-			
福 岡 - 1,071 R6.12.10 佐 賀 - 996 R6.12.19 長 崎 - 864 R3.12.29 熊 本 - 996 R6.12.15 大 分 - 996 R6.12.25 宮 崎 - 831 R3.12.24						
佐賀 - 996 R6.12.19 長崎 - 864 R3.12.29 熊本 - 996 R6.12.15 大分 - 996 R6.12.25 宮崎 - 831 R3.12.24			-			
長崎 - 864 R3.12.29 熊本 - 996 R6.12.15 大分 - 996 R6.12.25 宮崎 - 831 R3.12.24			-			
熊 本 - 996 大 分 - 996 宮 崎 - 831 R6.12.25			-			
大分 - 996 R6.12.25 宮崎 - 831 R3.12.24			-			
宮 崎 - 831 R3.12.24			-			
			-	996		
鹿 児 島 - 842 R3.12.17	宮	崎	-	831		R3.12.24
	鹿	児島	-	842		R3.12.17

石川県 最低賃金額の推移(平成23年度~令和7年度)

			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
地	石川県最	低賃金	687	693	704	718	735	757	781	806	832	833	861	891	933	984	1,054	
域 別	引上額	(円)	1	6	11	14	17	22	24	25	26	1	28	30	42	51	70	
最	引上率	E (%)	0.15	0.87	1.59	1.99	2.37	2.99	3.17	3.20	3.23	0.12	3.36	3.48	4.71	5.47	7.11	
低賃	目安	額	1円	4円	10円	14円	16円	22円	24円	25円	26円	示さず	28円	30円	40円	50円	63円	
金	発効年	月日	H23.10.20	H24.10.6	H25.10.19	H26.10.5	H27.10.1	H28.10.1	H29.10.1	H30.10.1	R1.10.2	R2.10.7	R3.10.7	R4.10.8	R5.10.8	R6.10.5	R7.10.8	
		時間額(円)	718	721	726	735	745	758	782									
	綿紡績 等	引上額(円)	2	3	5	9	10	13	24				(石川県最低	(任全海田)				
	1	引上率(%)	0.28	0.42	0.69	1.24	1.36	1.74	3.17				(口川宗取川					
		発効年月日	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31									
特	機械器具等	時間額(円)	815	820	826	836	849	863	880	900	920	922	946	971	1,000	1,040		
定	2	引上額(円)	4	5	6	10	13	14	17	20	20	2	24	25	29	40		
産業	自動車等	引上率(%)	0.49	0.61	0.73	1.21	1.56	1.65	1.97	2.27	2.22	0.22	2.60	2.64	2.99	4.00		
業別	· ·	発効年月日	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31	R1.12.31	R3.1.10	R3.12.31	R4.12.31	R5.12.31	R6.12.31		
\smile		時間額(円)	758	763	770	781	795	810	826	847	868	870	896	923	963	1,008		
最低	電子部品等	引上額(円)	4	5	7	11	14	15	16	21	21	2	26	27	40	45		
低賃	4	引上率(%)	0.53	0.66	0.92	1.43	1.79	1.89	1.98	2.54	2.48	0.23	2.99	3.01	4.33	4.67		
金		発効年月日	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31	R1.12.31	R2.12.31	R3.12.31	R4.12.31	R5.12.31	R6.12.31		
		時間額(円)	770	775	781	790	800	811	820	840	860	865	890	915	950	994		
	百貨店等	引上額(円)	4	5	6	9	10	11	9	20	20	5	25	25	35	44		
	5	引上率(%)	0.52	0.65	0.77	1.15	1.27	1.38	1.11	2.44	2.38	0.58	2.89	2.81	3.83	4.63		
		発効年月日	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31	R1.12.31	R2.12.31	R3.12.31	R4.12.31	R5.12.31	R6.12.31		

¹ 石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、網、漁網、網地製造業最低賃金

- 3 石川県自動車·同附属品、自転車·同部分品製造業最低賃金
- 4 石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 5 石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

² 石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低 賃金

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

12月31日(水)発効とするためには、10月30日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報公示	30日	発効
10月1日(水)		10月16日(木)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月2日(木)		10月17日(金)		10月31日(金)		11月30日(日)
10月2日(木)		10月17日(金)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月3日(金)		10月20日(月)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月4日(土)		10月20日(月)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月6日(月)		10月20日(月)		11月5日(水)		12月5日(金)
10月8日(月)		10月21日(火)		11月3日(水)		12月6日(土)
10月8日(水)		10月23日(木)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月9日(木)		10月24日(金)		11月10日(月)		12月10日(水)
10月10日(金)		10月27日(显)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月10日(金)		10月27日(月)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月11日(土)		10月27日(月)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月13日(月)		10月28日(火)		11月12日(水)		12月11日(永)
10月13日(外)		10月29日(水)		11月13日(木)		12月13日(土)
10月15日(水)		10月30日(木)		11月14日(金)		12月14日(日)
10月16日(木)		10月31日(金)		11月17日(豆)		12月17日(水)
10月17日(金)		11月4日(火)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月17日(金)		11月4日(火)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月19日(日)		11月4日(火)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月19日(月)		11月4日(火)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月20日(月)		11月5日(水)		11月19日(水)		12月19日(金)
10月21日(火)		11月6日(木)		11月20日(木)		12月20日(土)
10月23日(木)		11月7日(金)		11月21日(金)		12月21日(日)
10月24日(金)		11月10日(月)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月25日(土)		11月10日(月)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月26日(日)		11月10日(月)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月27日(月)		11月11日(火)		11月26日(水)		12月26日(金)
10月28日(火)		11月12日(水)		11月27日(木)		12月27日(土)
10月29日(水)		11月13日(木)		11月28日(金)		12月28日(日)
10月30日(木)		11月14日(金)		12月1日(月)		12月31日(水)
10月31日(金)		11月17日(月)		12月2日(火)		1月1日(木)
11月1日(土)		11月17日(月)		12月2日(火)		1月1日(木)
11月2日(日)		11月17日(月)		12月2日(火)		1月1日(木)
11月3日(月)		11月18日(火)		12月3日(水)		1月2日(金)
11月4日(火)		11月19日(水)		12月4日(木)		1月3日(土)
11月5日(水)		11月20日(木)		12月5日(金)		1月4日(日)
11月6日(木)		11月21日(金)		12月8日(月)		1月7日(水)
11月7日(金)		11月25日(火)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月8日(土)		11月25日(火)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月9日(日)		11月25日(火)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月10日(月)		11月25日(火)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月11日(火)		11月26日(水)		12月10日(水)		1月9日(金)
11月12日(水)		11月27日(木)		12月11日(木)		1月10日(土)
11月13日(木)		11月28日(金)		12月12日(金)		1月11日(日)
11月14日(金)		12月1日(月)		12月15日(月)		1月14日(水)
11月15日(土)		12月1日(月)		12月15日(月)		1月14日(水)

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

12月31日(水)発効とするためには、10月30日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申	15日	異議申出	10営業日	官報	30日	発効
(要旨公示)		締切		公示		76.03
11月16日(日)		12月1日(月)		12月15日(月)		1月14日(水)
11月17日(月)		12月2日(火)		12月16日(火)		1月15日(木)
11月18日(火)		12月3日(水)		12月17日(水)		1月16日(金)
11月19日(水)		12月4日(木)		12月18日(木)		1月17日(土)
11月20日(木)		12月5日(金)		12月19日(金)		1月18日(日)
11月21日(金)		12月8日(月)		12月22日(月)		1月21日(水)
11月22日(土)		12月8日(月)		12月22日(月)		1月21日(水)
11月23日(日)		12月8日(月)		12月22日(月)		1月21日(水)
11月24日(月)		12月9日(火)		12月23日(火)		1月22日(木)
11月25日(火)		12月10日(水)		12月24日(水)		1月23日(金)
11月26日(水)		12月11日(木)		12月25日(木)		1月24日(土)
11月27日(木)		12月12日(金)		12月26日(金)		1月25日(日)
11月28日(金)		12月15日(月)		1月5日(月)		2月4日(水)
11月29日(土)		12月15日(月)		1月5日(月)		2月4日(水)
11月30日(日)		12月15日(月)		1月5日(月)		2月4日(水)
12月1日(月)		12月16日(火)		1月6日(火)		2月5日(木)
12月2日(火)		12月17日(水)		1月7日(水)		2月6日(金)
12月3日(水)		12月18日(木)		1月8日(木)		2月7日(土)
12月4日(木)		12月19日(金)		1月9日(金)		2月8日(日)
12月5日(金)		12月22日(月)		1月13日(火)		2月12日(木)
12月6日(土)		12月22日(月)		1月13日(火)		2月12日(木)
12月7日(日)		12月22日(月)		1月13日(火)		2月12日(木)
12月8日(月)		12月23日(火)		1月14日(水)		2月13日(金)
12月9日(火)		12月24日(水)		1月15日(木)		2月14日(土)
12月10日(水)		12月25日(木)		1月16日(金)		2月15日(日)
12月11日(木)		12月26日(金)		1月19日(月)		2月18日(水)
12月12日(金)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月13日(土)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月14日(日)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月15日(月)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月16日(火)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月17日(水)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月18日(木)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月19日(金)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月20日(土)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月21日(日)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月22日(月)		1月6日(火)		1月21日(水)		2月20日(金)
12月23日(火)		1月7日(水)		1月22日(木)		2月21日(土)
12月24日(水)		1月8日(木)		1月23日(金)		2月22日(日)
12月25日(木)		1月9日(金)		1月26日(月)		2月25日(水)
12月26日(金)		1月13日(火)		1月27日(火)		2月26日(木)
12月27日(土)		1月13日(火)		1月27日(火)		2月26日(木)
12月28日(日)		1月13日(火)		1月27日(火)		2月26日(木)
12月29日(月)		1月13日(火)		1月27日(火)		2月26日(木)
12月30日(火)		1月14日(水)		1月28日(水)		2月27日(金)
12月31日(水)		1月15日(木)	15	1月29日(木)		2月28日(土)